

現場説明等質問用紙

令和8年7月16日

工 事 名	新見労働基準監督署屋上防水及び内壁等改修工事		
発 注 者 名	岡山労働局	TEL	０８６（２２５）２０１１
会 社 名			
住 所			
連 絡 先	TEL : メールアドレス :		
担 当 者	部課名	氏名	
質問事項 現場代理人と主任技術者について３件質問致します。 ① 他現場で主任技術者を非専任で従事している場合は 本工事で兼任が可能でしょうか？ ② 現場代理人も同様に他現場で現場代理人を従事している場合も 本工事での兼任は可能でしょうか？ ③ 本工事で主任技術者と現場代理人の兼務は可能でしょうか？ また現場代理人と主任技術者の条件等がある場合には内容をご教示ください。			
質問受付期限：令和８年７月３０日（木）午前１０時まで（必着） ※期限までにメール（33cyotatsu@mhlw.go.jp）（件名の最初に「工事名」を記載）または郵送（総務課会計第二係あて）にて、送信お願いいたします。			

【回答】

- ① 建設業法、建設業法施行令の定めのとおりとすることとします。

つまり、本工事は公共性のある施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に該当しますが、請負代金が要件に該当するものとならなければ、主任技術者は複数の工事現場で兼任（兼務）可能とします。

- ② 現場代理人について、他現場で現場代理人に従事している場合、本工事での兼任は可能とします。

なお、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、当局監督職員との連絡体制を確保することで、現場代理人が工事現場に常駐することを要しないこととします。

（工事請負契約書（案）第10条第3項）

- ③ 本工事で主任技術者と現場代理人の兼務は可能とします。

（工事請負契約書（案）第10条第5項）

また、現場代理人には特に条件等はありません。

主任技術者については、「入札公告3（5）ア、イ、ウ、エ」に示す条件を設定しています。